

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	浄化槽の使用停止・改善命令
概要	浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、当該浄化槽管理者、当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は当該技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、十日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	浄化槽法第 1 2 条第 2 項
処分基準	浄化槽の保守点検の技術上の基準（参考資料参照）又は浄化槽の清掃の技術上の基準（参考資料参照）に従って浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認められるとき
ホームページ	
備考	